

「札幌市中心部の再開発と連動した企業誘致広報業務」 公募型企画競争提案説明書

1 業務の名称

札幌市中心部の再開発と連動した企業誘致広報業務

2 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する
場合がある。

3 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市
競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて
満たすものとする。

ア 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加して
いないこと。

イ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法によ
る再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営
状態が著しく不健全な者でないこと。

ウ 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受け
ていないこと。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(3) 事業規模（契約限度額）

7,000,000円（消費税相当額を含む）

4 スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年5月12日（木）
- (2) 質問受付・・・・・・・・・・ 令和4年5月12日（木）～令和4年5月20日（金）
- (3) 参加意向申出書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年5月20日（金）
- (4) 企画提案書等提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和4年5月27日（金）
- (5) プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・ 令和4年5月30日の週（予定）
- (6) 結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年6月上旬（予定）
- (7) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和4年6月上旬（予定）

5 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

参加意向申出書（様式1） 1部

(2) 提出期限

令和4年5月20日（金）17時00分必着

(3) 提出方法

下記「12 問い合わせ先」あて郵送または持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

6 企画提案を求める項目

企画提案仕様書を確認の上、以下の項目を盛り込み提案すること。

(1) 過去の類似業務実績

(2) 業務スケジュール・業務執行体制等

(3) 本事業の主な対象者層

(4) 企画提案内容

(5) 本業務実施の有効性を測る指標・目標値

※企画提案仕様書の「3 業務内容」の(1)ウ、(2)、(3)については、上記「(1)過去の類似業務実績」のみの提案でも差し支えない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加資格申出書（様式2） 1部

イ 企画提案書及び積算書（様式自由、A4、両面使用）

(ア) 表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部

(イ) 提案者を特定可能な情報が記載されていないもの 10部

ウ 上記イ(イ)のPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(2) 留意事項

ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載することし、両面印刷で最大7ページ程度（表紙及び目次を除く。）とすること。

イ 提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、特別な製本は行わないこと。

ウ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

(3) 提出期限

令和4年5月27日（金） 17時00分必着

(4) 提出方法

下記「12 問い合わせ先」あて郵送または持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

8 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式3）に質問の要旨を記入し、札幌市経済観光局産業立地・戦略推進課宛に電子メールで送信すること。

タイトルは「札幌市中心部の再開発と連動した企業誘致広報業務質問書」とすること。

※ 送付先メールアドレス business@city.sapporo.jp

(2) 質問書提出期限

令和4年5月20日（金）17時00分必着

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答する。

その他、企画提案を受けるうえで広く周知をはかるべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

9 契約候補者の選定方法

(1) 審査

企画提案は、札幌市中心部の再開発と連動した企業誘致広報業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1社を選定する。

なお、企画提案数が6社以上となった場合は、下記の審査基準により、委員による書類選考を行い、プレゼンテーション審査を行う上位5社までの企画提案を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

- ・ プレゼンテーションは1社約25分間（提案説明約15分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。
- ・ 開始時間は別途連絡する。
- ・ 場所は札幌市役所本庁舎の会議室（中央区北1条西2丁目）とする。
- ・ 出席者は2名以内とする。
- ・ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。（企画提案書をモニターに映して提案する必要がある場合は、事前に相談すること。）
- ・ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、オンラインでの実施となる可能性がある。

(3) 審査基準

下表のとおり。

【審査基準】

審査項目と配点	審査の視点
1 業務執行能力【20点】	
①業務執行体制・計画性 (5点)	・業務は計画的であり、円滑に進められる必要かつ十分な人員を確保しているか。
②類似業務実績 (10点)	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。
③業務実施の有効性を測る指標・目標値の設定 (5点)	・業務の有効性、効果を計測することができ、かつ次年度以降の事業展開について検証できるような指標、目標値が設定されているか。
2 企画提案内容（企業誘致に繋がる広報の企画・実施）【60点】	
①スローガンとロゴの活用 (20点)	・スローガンとロゴを効果的に活用したインパクトのある内容、手法が具体的に示されているか。
②ターゲティング (10点)	・広報の効果が最大となるよう適切なターゲティングが行われているか。
③広報内容・手段 (20点)	・業務の目的を理解し、以下の視点が提案に盛り込まれているか。 ①本市中心部の再開発の認知度を高めることができること。 ②積極的に企業進出を促していきたいという本市の姿勢を分かりやすく伝えること。 ・企業を取り巻く最近の動向や本市の特長を踏まえた上での提案となっているか。
④企業誘致促進効果 (10点)	・単なる広報に終わらず、首都圏からの企業誘致に繋げられる効果的な内容、手法が具体的に示されているか。
3 企画提案内容（企業誘致セミナーの周知）【25点】	
①スローガンとロゴの活用 (5点)	・スローガンとロゴを効果的に活用したインパクトのある内容、手法が具体的に示されているか。
②ターゲティング (10点)	・周知にかけることができる費用の範囲内で、広告効果が最大となるよう適切なターゲティングが行われているか。
③セミナー集客効果 (10点)	・セミナーの集客に繋げられる効果的な手法が具体的に示されているか。
4 その他【5点】	
①先進性、独自性、特筆性 (5点)	・業務内容全体に先進性、独自性、その他特筆すべき点があるか。

(4) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(5) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2社以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(6) 提案者が1社であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(7) 選定結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

(8) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とししない場合がある。

また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

10 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

11 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。
また、提出された企画書は返却しない。
- (3) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (4) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

- (5) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (6) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (7) 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

12 問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階

札幌市経済観光局経済戦略推進部産業立地・戦略推進課 担当：小玉

TEL：011-211-2362 FAX：011-218-5130

Eメール：business@city.sapporo.jp